令和5年度「生活者としての外国人」のための

特定のニーズに対応した日本語教育事業

地域日本語教育実践プログラム 主な変更箇所

〇 事業名称を変更

旧:「生活者としての外国人」のための日本語教育事業

新:「生活者としての外国人」のための特定のニーズに対応した日本語教育事業

○「単価上限表」から「参考単価表」に変更

令和4年度まで、原則、諸謝金等については文化庁が提示する「単価上限表」に基づいて 支払を行っていただいており、「単価上限表」に記載されている単価の上限額を超えて支払 った場合は団体の自己負担とさせていただいておりましたが、令和5年度はこれを廃止いた しました。令和5年度は、各団体において、計画時に本事業における単価表を提出していた だき、それに基づいて支払を行っていただきます。団体の規定が無い場合は、「参考単価表」 を用いて支払を行っていただくことも可能です。

なお、従来の事業の「単価上限表」にあったものも、「参考単価表」を基に定められるように しております。

○ 取組の参加者がO人だった場合の対応について

令和4年度は、日本語教育の実施及び人材の養成・研修の実施において、参加者数が0 人だった回がある場合は指導を行っていないと見なし、その回の指導者・指導補助者謝金の 計上を不可としておりましたが、令和5年度はこれを廃止しました。

ただし、日本語教育の実施及び人材の養成・研修の実施については、参加者数が指導者や補助業務を行う者の数を上回るように努めてください。

○ 教材の作成に係る経費について

令和4年度は、著作権者の許諾が取れていない等、権利の関係上、本事業の成果物として受理することができない教材作成に係る経費の計上は不可としておりましたが、令和5年度はこれを廃止しました。

ただし、本事業の委託費により作成いただいた教材等については、引き続き各地で行われる日本語教育の現場で広く活用できるように、文化庁のホームページ等において公表することとしておりますので、法令等は遵守し、作成していただきますようお願いいたします。